

長引く不況と格差社会の中で くらしと仕事を守る政策実現に 力を合わせましょう



日本共産党市議団の 政策提案と 4年間の実績

2015年3月 日本共産党市議団 **市議会議員 清水まさと**
事務局長 たてうち孝夫

日本共産党滝川市議団は、市民のくらしと経営を守る市政実現に向けて、前田康吉市長に要請しました。本冊子はその内容です。合わせてこの4年間の実績も掲載しました。

お忙しい毎日とは思いますが、ぜひご覧いただきますよう、お願いいたします。

みなさんの ご意見・ご質問を お寄せ下さい

電話 070-5610-8949(清水)070-5611-5898 (たて内) 23-0231 (日本共産党事務所)

FAX 050-3737-1141 郵送 〒073-0046 扇町 3-3-28

メール shimhi@nifty.com

目次

第1章	日本共産党市議団の活動 この4年間の実績の紹介	・ ・ P 2 ~ 3
	政策提案	
第2章	人口減少の中で 子どもの貧困・過疎地域対策を重点的に実施する	・ P 4
第3章	国の悪政で 急に厳しさを増した財政をどう打開するか	・ P 4 ~ 5
第4章	市税徴収では 強化と信頼の両面を	・ P 5 ~ 6
第5章	働く人を大事にする公契約条例制定と市の雇用の適正化	P 6 ~ 7
第6章	市民に開かれた市政 男女共同参画	・ P 7
第7章	公共施設の適切な維持管理と施設の改築・改修	・ P 7 ~ 8
第8章	住環境の改善と高齢者の住まい	・ ・ P 8 ~ 10
第9章	市道や公園の建設と維持管理	・ ・ P 10 ~ 11
第10章	商工建設業の活性化 雇用を守る	・ ・ P 11 ~ 13
第11章	農家経営を守り 地域の産業を元気に	・ ・ P 13
第12章	誰もが安心できる 福祉をめざして	・ ・ P 14 ~ 17
第13章	安心して医療が受けられるように (子ども医療費助成比較 P 19)	・ P 17 ~ 20
第14章	環境・公共施設・交通安全・空き家・危険な建物対策	・ ・ P 20
第15章	災害から市民を守る	・ ・ P 21
第16章	教育の充実で次世代を育て 一生の学びを	・ ・ P 21 ~ 22
第17章	駐屯地のマチだからこそ 平和なまちづくりを	・ ・ P 22 ~ 23
第18章	広域行政の改善 水道料金の見直しを	・ ・ P 23
第19章	オール与党の中で 市民に開かれた市議会に	・ ・ P 23 ~ 24

滝川民報 3・4月号外

2015年3月 発行所 滝川民報社

滝川市扇町3-3-28 電話 23-0231

日本共産党滝川市委員会が3月5日、政策と実績等を発表しましたので掲載します。

第1章 日本共産党市議団の活動 4年間の実績

1. 市民と力を合わせ 請願で市政を動かす

- 新日本婦人の会滝川支部の「集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める」意見書提出を求める請願で、自民系の新政会が割れる事態に追い込み、11対6で可決しました。「福祉灯油を求める陳情」も実現しました。
- 幸町地区共同浴場管理組合の「共同浴場への補助増額などを求める請願」が一部採択となり、燃油代値上がりに対して補助金が増額しました。
- 空知民主商工会が「水道料金改定を求める請願」を提出しました。不採択でしたが、必ず採択されるように運動を広げます(P23 参照)。



2. 障がい者・高齢者・低所得者の要求実現



- 日本共産党市議団が提案した「道及び関係機関での知的障がい者・精神障がい者の雇用を求める意見書」が12年前、市議会で可決され、2004年度から障がい者臨時職員枠ができました。その後拡大され13人になり身体、知的に続き精神障がい者も雇用されました。

- 緑寿園(200床)改築による負担増支援を提案し、7割が個室化することにより月額1.5~5万円の負担増に市が助成することになりました。
- 老人福祉住宅廃止反対運動の成果として、全市を対象とした在宅高齢者の見守り事業が創設されました。
- 長年の運動のすえ、生活保護申請書が窓口に置かれました。



「個室になって
も市の助成があ
るので安心ね。
低所得者が入れ
る施設は、まだま
だ足りないわ」

3. 市独自の少人数35人学級が共同の力で前進

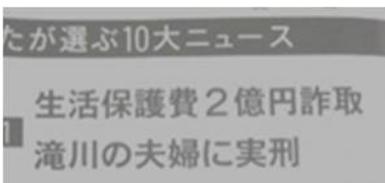
- 市独自の少人数学級は、小学3年・4年生限定です。71人以上80人以下は、国の制度では2学級ですが市独自に教員を雇用し3学級にします。一方36人以上40人以下は1学級のままでした。しかし、第一小学校で「3年生になると2学級から1学級になるのは困る」という声がPTAからも出され、一般質問で取り上げ36人以上40人以下でも2学級を維持するように改善されました。

4. スクールバスの活用と安全確保



- 生徒数減少で複数の中学校が合同で部活動する事例が出てきました。安全対策を求め「スクールバス活用は必要」との答弁を引き出しました
- 片道1時間も乗車する小中学生もいます。自動扉による事故が起きないように改良させました

5. 2億4千万円のタクシー代不正支給住民訴訟で勝利



- 6年半前、全国を驚かせた市の特別職と幹部職員が関係した不祥事で、住民監査請求が却下されました。これに対し市民原告団が住民訴訟を提訴し、日本共産党市議団は、真実を最後まで隠し続けた滝川市と闘った市民原告団を支援しました。長い裁判闘争の末、昨年5月に「元職員3名に違法・著しい注意義務違反・重過失があったので、滝川市長は3名に1億3,400万円請求せよ」という判決が確定しました。

6. 核兵器廃絶の運動が前進

- 原水協の運動が進み、「核兵器全面禁止条約アピール署名」に市長・議長・教育長が署名。前田市長が世界平和市長会議に加盟しました。

7. 自衛隊への名簿提出中止に

- 自衛官募集のためとして、中学3年、高校3年~27歳の男子の名簿を市が





自衛隊に提出してきました。市は行きすぎを認め、名簿提出が来年から中止されることになりました。北海道新聞、平和新聞、しんぶん赤旗などでも報道され、全道・全国に広がっています



- 何度も海外に派兵されてきた滝川駐屯地の機能を強化する計画が進んでいます。戦車のような「機動戦闘車」(写真)を配置して普通科連隊を機動連隊にする計画(防衛大綱)です。これを11市町長が防衛省を訪問し誘致を要望したことに反対の論陣を張りました。武装市中パレードには、2年続けて武装の中止を求めて抗議運動や学習講演会を行いました。

8. 巨額の滞納疑惑を解明し 税の公平・公正で前進

- 預金口座差し押えで生活費も差し押さえられ困窮する問題で大きな改善。年金・給与差し押えの基準を参考にして取り入れることになりました
- 市は完納しなければ、滞納が数万円でも不動産の差し押えをまったく解除しません。空知民主商工会と共に家・土地の一方でも解除すべきと奮闘中です。



- 巨額固定資産税滞納問題で市民の不信感高まる中、解決へ前進しました。駅前再開発ビルの滞納1億6千万円以上(延滞金含め2億円以上)など、共有名義の不動産については、連帯納税義務者への督促を行っていないことを徹底した調査と質問で明らかにし、制度周知と徴収が始まりました。

9. 市政のチェックと、議案提案権行使して市長提出議案に修正案提出

- 予算委員会で、問題ある支出を減額する修正案を2回提出しました。内容は以下の4点です。
 - ① 4億6千万円かかる泉町新設道路(9章1-(1)参照)
 - ② 國學院短大への追加寄付2千万円(4年生大学化のためと市が無償譲渡した土地を大型店に貸し年間数千万円の賃貸収入がある)
 - ③ 温水プール譲渡先への補助金増額(契約違反と考えて)
 - ④ ゴミ袋代値上げに反対して。
- 住民訴訟で「滝川市長は元職員3名に1億3400万円請求せよ」の判決が確定しました。(前ページ5)。市長は判決に従わず全額債権放棄議案を提出しました。最高裁は2012年の他の判決で「議決による債権放棄が裁量権の逸脱又は濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となる」と判断しています。本件はそれに当たると考え、支払能力等を総合考慮して1/4に減額する修正案を提出しました。採決で市長提案が可決されましたが、明らかに議会の裁量権の逸脱・濫用と考えます。
- 上記裁判費用として、一般財源から弁護士費用が支出されました。しかし、一般財源からの支出は、債権全額放棄していなければ無かったと考え、債権放棄議案を提出した市長と副市長、議決した議員18名の給与減額で穴埋めする条例を提案しました。



10. 議員に対する政務活動費増額問題 共産党が市民感覚発揮して反対

- 1ヶ月1万500円を1万円引き上げを市長に求めることを議会運営委員会で、日本共産党の反対を押し切って決定。議長が市長に、特別職報酬等審議会へ諮問することを要請しましたが、前田市長が拒否する事態に発展しました。
- 日本共産党だけが、財政危機の中で、検証もせず、市民にまったく知らせない進め方を批判して反対を貫きました。



11. 市民に開かれた議会へ 改革進む

議会運営委員会で繰り返し提案し求めてきた結果、以下が実現しました。

- 議会広報が復活し、12ページで年4回広報に折込まれ12号まで発行されました。
- 本会議のインターネット中継が開始されました。
- 議会でもパソコン・タブレット持ち込み可能になりました。より十分な審議・調査ができます。

第2章 子どもの貧困・コンパクトタウン・過疎地域対策を重点的に実施する

1. 低所得者の子育て費用・教育費などの保護者負担の軽減対策について

- ①就学援助は生保基準の1.3倍以下所得の世帯が対象、2013年度は全児童生徒の22%でした。
- ②少子化の原因として「貧困率」の増加が指摘されています。就学援助の対象者・対象費用を拡大すること。
- ③子ども医療費の無料化年齢を引き上げること（13章4参照）。
- ④貧困家庭でも、大学や専門学校に進学できるよう無利子奨学金などを検討すること。
- ⑤幼児健診や家庭訪問活動時に貧困による問題を把握した場合、ソーシャルワーカー等の専門職の配置を検討すること。



2. 江部乙・東滝川のコンパクトタウンとしてのまちづくりについて

- ①コンパクトタウンとして維持すべき機能、不足している機能を具体的に示すこと
- ②維持、及び不足を補うための施策・予算を中期的な計画で実施していくこと。

3. 買い物過疎地域や、医療機関などへの交通が不便な地域対策の強化

- ①経産省が13年度に実施した「地域自立型買い物弱者対策支援事業」（補助率2/3、上限1億円）のような強力な出店事業化補助制度でなければ、買い物過疎地へのスーパー誘致は望めません。国に同様の補助制度の実施を要望すること。
- ②14年度に政府が策定した「まち・ひと・しごと」関係の交付金で、活用可能な制度を検討すること。
- ③一部地域で郊外型大型店の買い物バスが、地元町内会組織などと連携して活躍しています。買い物過疎地域は、高齢化にともない農村地域やスーパー撤退地域に限らず拡大しています。コミュニティバスや乗り合いタクシーなど、これまで試行した取り組みを活かし、さらに粘り強く研究を重ね、買い物弱者、医療弱者対策を行うこと。
- ④江部乙、東滝川など市の中心部までの公共交通利用料が高い地域に対する、運賃補助制度（乗り合いタクシーを含め）を検討すること。

第3章 国の悪政で 急に厳しさを増した財政を どう打開するか

1. 2015年度以降の中期財政フレーム(10年間の一般会計試算)では「3年後基金ゼロ」

今後5カ年は平均5億4,600万円の赤字が続き、2013年度末に23億円あった一般会計の基金は、17年度にゼロになるというもの。しかも今後の小中学校の改築・大規模改修のペースが大幅に遅れかねないほど建設事業費の抑制を前提にしています。

2. 2013年度末までに財政健全化が大きく進んだ実績

- ①基礎的財政収支(借入と返済を除いた収支)は14年間連続黒字でした。
- ②基金が直近の3年間に9億円も増えました。
- ③市債の借り入れ残高は、最高時の305億円から交付税措置分を除くと75億円まで下がりました。
- ④一般会計の職員数は350人体制まで大きく減りました。
- ⑤多くの公共施設を閉鎖し、事業を廃止するなど「財政健全化」を進めてきました。
- ⑥一般会計の標準財政規模に対する市債残高は、道内35市中低い方から4位でした。
標準財政規模に対する基金(自治体の貯金)残高は、高い方から26位でした。

3. なぜ急に財政が厳しくなるのか

今後5年間の5億円を超える毎年の収支不足見込みについて見てみると、

- ①支出では、消費税増税(約7千万円)・電気料金値上げ(約7千万円)・土地開発公社の借金返済(約9千万円・10年間)など、昨年の4月以後に始まった支出増です。原因も国の悪政のツケ払いと言えるものです。
- ②収入では、市税や地方交付税合わせて、今後10年間、毎年1億2千万円ずつ減少すると見込んでいます。10年後に今より12億円減少するというのです。この主な要因は人口減少と

低賃金、景気低迷、小泉構造改革からの地方交付税削減政策です。

以上から滝川市の収支不足の3分の2は、国の政治が原因と言えます。

③今後5年間の市債の返済額と借入額は、4億円も返済額の方が上回ります。このため基金を取り崩さなければならないのです。

4. 厳しくなると言われる財政運営で必要なことは

①景気低迷と人口減少を進めた自公政治に、はっきりとノーと言える地方自治体になることです。地域経済を強くする国政実現に力を合わせましょう。

②国は「自治体の借金が減っている」と地方交付税削減を狙っています。しかし、小中高校の建替や生活道路の整備などのハード事業、子育て教育の保護者負担軽減などのソフト事業が遅れています。これ上の地方交付税削減は許しません。

③市債の返済を長期化する借り換え債を認めさせることが必要です。総務省担当者は、「北海道の許可、耐用年数を超えない範囲での長期化、公債費比率が悪化しないなどが充たされれば、借り換えは可能」と述べています。

④2015年度の財政健全化計画が決まるまで、泉町土地区画整理事業は凍結すること。

5. 過疎債適用市町村の要件緩和を国に強く求めるなど、新たな対策に力を入れること

①空知では南幌町と滝川市だけが過疎債の適用外であり、岩見沢市を含む9市13町は過疎債を活用しています。

②過疎債は非常に有利な市債(起債)です。滝川市が対象になればどれ位有利かについては、答弁されています。「滝川市が過疎地域だと想定すると、医療費含むソフト事業で、概算ですが1億6,000万円程度が対象になると見込まれます」(2014年9月議会)というものです。

③北海道は、子ども医療費助成の年齢拡大の財源として推奨しています。

④過疎債のようにソフト事業に使える、新たな起債制度を国に求めること。

⑤金利が3%以上の起債借換え(一時支払金が生じないもの)を、国に求めること

6. 消費税増税で、財政力が弱い市町村は、支出が増えただけ

①消費税8%のうち0.85%は、地方消費税交付金として市町村に交付されます(5%の0.5%から0.35%増加した)。しかし、財政力が弱い地方交付税交付団体は同額普通交付税が減額するので、市の収入は変わりません。

※使用料手数料では、値上げ額が四捨五入で10円未満を除きすべて転嫁しました。

②一方市が物品を購入するときに支払う増税額は一般会計だけで約7千万円です。

③消費税増税で市町村財政が大幅に苦しくなる実態を国に抗議し、対策を強く求めること。

7. 道州制や定住自立圏など、財政メリット目当てで国の言いなりにならないこと

①全国町村会は「大都市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大し市町村合併が事実上強制される」と道州制に断固反対しています。

②滝川市と砂川市が中心市として発足した定住自立圏は、2市に毎年8,500万円、連携市町に各1,500万円の特別交付税など財政優遇というアメと同時に、広域連携の美名の下に中心市への集約が強力に推進される可能性があります。

③国が進める地域再編は、ますます地方の過疎化を生むものであり、国のいいなりにならないこと。



第4章 市税徴収では 強化と信頼の両面を

公正・公平な市税業務を行うことは、市民から信頼される市政、市民とともに作る市政のために必要な、市政の要です。二重、三重のチェックを行なうこと、市民を人間として尊重すること、我流に陥らないことが必要です。

1. 口座の差押え金額について

・「預貯金口座の禁止事項について明確な基準はない。しかしながら今後は、給与差押え禁止額を参酌する」との市長答弁の主旨を堅持すること。

2. 連帯納税義務について

- ① 1億6千万円の連帯納税義務に関する周知と、滞納が生じた時点で連帯義務者全員に督促状送付が始まったことは評価します。
- ② 一方、これまで通知・説明されていなかった連帯納税義務者にとっては突然の督促であり、様々な問題も生ずる。徴収にあたっては、丁寧かつ誠実に行うこと。

3. 延滞金について

- ① 市と市民の間に考え方の違いがあります。市は「本税と同等」と考え、市民は「本税を納めたのだから、少しは加減してほしい」と考えています。
- ② 一方、本税と同等と考えながら、延滞金の徴収額(決算)は公表されていますが、延滞金総額が把握・公表されていません。これでは、延滞金の徴収実態が不明であり、税の公平性を欠くものと言わざるを得ません。
- ③ 国税は延滞税なのでシステムもあり総額把握しています。最低でも本税納税済分の延滞金の総額を把握・公表すること。
- ④ 本税を完納しても、延滞金が同等に差押えられることを、市民に周知することが必要です。早期の減免・猶予申請につながり延滞金が減らせる可能性が高まります。

4. 納付が進んでも不動産の差し押さえを解除しない問題の改善を

- ① 「その価額が差し押さえに係る、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき」は差し押さえを「解除できる」という法令を順守すること。
- ② 上記の場合、土地・建物のどちらか、あるいは両方の差し押さえを解除すること。
- ③ ①の「著しく」の基準を明確にすること。

5. 市税徴収マニュアルの作成を

徴収業務は、生活、家庭環境、健康などを把握しながら進めるべき業務です。研修・打ち合わせを充実させるとともに、いつでも確認できるマニュアルを作成すること。

第5章 働く人を大事にする公契約条例制定と市の雇用の適正化

北海道の統計を見ると、非正規労働者は42%と全国2番目。02年～13年で、非正規労働者は、69万人から85万人に増え、一方、正規労働者は144万人から127万人。非正規労働者の82%が年収200万円未満です。勤労者の年間の賃金は、2002年の362万円から13年には323万円へと約40万円も減りました。滝川市が果たすべき役割は多大です。市の支出や雇用が地域経済の好循環につながるように、改善が必要です。

1. 市の契約で雇用される賃金の適正化を進める

- ① 非正規労働と低賃金が地域経済の足を引っ張っています。市の発注する事業で、積算された人件費に見合う適正な賃金を支払われることは当然ですが、その実態は、これまで調査が行われたことはありません。そこで市の事業(指定管理、工事、委託等)での人件費の実態を調査すること。
- ② 福祉除雪など、出勤回数・時間・燃料価格などコストに関係なく定額で請け負う事例については、労働基準法や請負関係法令を充たしているかを厳密に調査すること。
- ③ 札幌市で大きな議論になっている「公契約条例」を制定すること。
- ④ 体育施設の指定管理では、指導者確保に必要な人件費を確保できる積算をすること。
- ⑤ 公共事業の労務単価が2013年度に2度にわたりアップしましたが、建設労働者の賃金が、国の単価より10～20%も下回っている実態が判明しました。道は2次下請けまで調査を広げ、対象企業に是正を求めています。道のように、市として調査と指導を行うこと。
- ⑥ 35年間も同一の落札者になっているような委託事業の入札実態は、明らかに談合の疑いがあると見るべきであり、調査と議会への報告を行うこと。

2. 市職員・臨時職員等の賃金を守る

(1) 市職員の待遇、募集等について

- ① 市職員の給与削減は原則として行わないこと。以下の



点を市民に説明すること。

- ・賃下げは、デフレを加速させ地域経済を冷え込ませる
- ・長期にわたるベースアップの抑制により職員給与が下がっています。

②嘱託職員の賃金を引き上げること、及び退職金制度を検討すること

③臨時職員の賃金を引き上げること。

④図書館司書・美術・音楽など資格、経験が必要な嘱託職員について、陶芸センター嘱託・教育・医療・介護・保育の嘱託職員も参考とし、引き上げを検討すること。

⑤体育協会の中堅指導員などを市職員に採用するなどノウハウを持つ人材流出を防ぐこと。

第6章 市民に開かれた市政・男女共同参画

1. 窓口対応・電話対応の改善を

言葉使い、高圧的な態度、誤解を招く表現などについて市民から苦情が寄せられます。改善に向け職員全員に教育指導を徹底すること。

2. 各種委員会の構成の改善を

①男女共同参画社会推進については、各種委員会の男女同数で目に見える前進を評価します。

②各種委員の推薦・任命等では、「同じ団体」から「必ず」「多くの委員」が選ばれる問題は、改善されていません。多様な団体・個人から選ぶように、改善すること。

3. 管理職の女性割合を早期に高めること

国家公務員一般職で3%弱、地方公務員は、都道府県で6.8%、市町村で12%です。一般職員の女性部・課長職で目標実現に向け大胆に進めること。

4. 各種選挙の投票率を上げるために 具体的な対策を

①「投票所が遠い」「坂を上らなければならない」など、高齢者等から改善を求める声が多くなっています。投票所を増やす等、改善を求めます。

②投票所の玄関に椅子がない、あっても混んでいて使えない、車椅子がない等の悩みが聞かれます。

- ・椅子に座ってはき替えられるコーナーや入口を設置すること。
- ・玄関に介助者を常時配置すること。
- ・車椅子を必ず理由しやすいように配置すること。

第7章 公共施設の適切な維持管理と施設の改築・改修

1. 市庁舎管理

①10月や4月の暖房を、測定室温と床面温度や体感温度の違いを調べ改善し、市民と職員の健康を守ること。

②市庁舎1階ロビー南側も、午前中の直射日光は耐え難い。スクリーンを設置すること。

③受動喫煙防止対策が健康増進法で定められ、公共施設を中心に広められています。

- ・市庁舎の完全禁煙を4月には、実施すること(3月5日時点、市は7月を予定)。
- ・リフレッシュルームの活用方法について、検討を進めること。

④人が集まる場所ではインターネットが使いやすいようにという主旨で「公衆無線ラン」が、全国で整備されて来ています。みんくるに続き、市庁舎でも設置を検討すること。

2. 公共施設マネジメント計画について

公共施設の老朽化を見据えて複合化する、必要な機能を維持しながら効率化を図るというものです。

(1) 総合福祉センター解体後の対応は 市民の声を良く聞いて進めること

使いやすい貸館施設として利用者が多かった総合福祉センター解体後の代替施設は、既存施設だけであり、不十分です。施設廃止時に掲げた生涯学習センター構想について中期的に検討を進めること。また当面は既存施設で対応できるよう必要な整備をすること。

(2) コミュニティ施設について

①統廃合計画が進められていますが、以下の点がポイントです。

- ・統廃合されれば施設が遠くなり、町内会活動でも利用しにくくなります。近隣住民の交流が薄くなり、市民活動の低下も心配されます。
- ・最も重要なことは、民主的な進め方です。市民・利用者の意見・疑問に十分に耳を傾け、粘り強くかつ慎重に進めること。
- ・コミュニティセンターは、耐用年数が十分あり、耐震性も問題ありません。修繕費や維持管理費などがかかりますが、一方で、住民の交流・市民活動・健康づくりの場として欠かせません。空き家を活用する地域会館を公設民営として市が設置するなど、地域の高齢化を考慮した計画づくりについて、十分試算・検討すること。

②指定管理は、受託団体が町内会連合会の関連組織という、法人ではない団体のため、以下の点を改善すること。

- ・最低賃金・有給休暇・雇用保険加入などの実態調査を、行うこと。
- ・支出の12分の1以上の黒字決算は納税対象になるという理由でそれ以上の黒字額を市に返還する一律の扱いは、指定管理者の主体性を妨げており、自由にする事。
- ・公募にして指定管理先を選択可能にしたり、直営に戻す必要がある施設についての判断を適切に行うこと。
- ・市内のコミュニティ施設すべてが、日曜・祝日を休館日としており、利用しにくいので、幾つかの施設の開館日を日曜・祝日にする事。
- ・開館時間なのに留守電で予約を受け付ける事は、公共施設として不適切なので見直す事。

3. 公共施設のトイレを障がい者や高齢者が使いやすいように改善すること

①東地区コミュニティセンター・中地区コミュニティセンターなどは、女子トイレに一つ洋式トイレがありますが、男子トイレは全部「和式」です。男性がやむなく女子トイレを利用する実態は早期改善が望まれます。全施設に男女別洋式トイレを設置すること。

②利用者数が多い滝川ホールに洋式トイレがないので、設置すること。

第8章 住宅リフォーム助成と高齢者の住まい

1. 住宅リフォーム助成制度の継続・拡充

申請下限額の引き下げ、不動産業者への拡大など改善・発展させられてきました。地域経済活性化の呼び水施策として、さらなる改善をはかること。

- ①「建設業許可」要件をはずし、対象業者を増やすこと。
- ②「解体」も対象に入れる検討を行うこと。
- ③一定の条件を定め、事業所のリフォームも対象に入れること。



2. 高齢者の住まい

(1) 国民年金では入れない施設が急増

介護付有料老人ホーム、認知症対応型グループホームなど「1ヶ月15万円以上かかる」と言われる施設に、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方(介護保険所得段階第2段階以下)が半分以上入居しています。所得に応じた介護付施設が圧倒的に少ないのです。

(2) 所得に応じた入居費用の施設を必要数整備する

- ①現在、所得に応じた費用で入居できる施設は、緑寿園3施設(特別養護老人ホーム200床、軽費老人ホーム50床、養護老人ホーム50床)、老人保健施設スズカケ100床、ケアハウスメゾンふるーる50床ですが、待機期間が長く多くの市民が困っています。
- ②所得に応じて入居でき、要介護2程度まで介護できる「特定施設入居者生活介護」付のケアハウス等の建設が進められるような対策を実施すること。

(3) 法令や基準を充たさない老人ホームが経営を続けている劣悪な実態の解消を

介護や食事を提供する施設は、老人福祉法にもとづく届け出が必要ですが、2013年10月末現在、道内では431カ所、市内でも3カ所が見届けでした。基準を充たすには、大幅な設備投資が必要と思われます。正規の施設で需要を充たせるよう市としても対策を講ずること。

3. 滝川市住み替え支援補助制度(※)の拡充と改善を

- ①高齢者の方の安全・安心な居住環境、子育て世帯のゆとりある居住環境の獲得を支援するため、13年4月から3年間限定で実施中です。効果があるので継続が必要です。
- ②転居費13万円の支給を「サービス付き高齢者向け住宅に転居する場合」に限っています。類似する目的なのに有料老人ホーム、特養、グループホーム、ケアハウス等に転居する場合は非該当なのは不公平です。公費で実施していることを踏まえ、対象を広げること。

※住み替え支援制度の概要

- ・高齢者向け住み替え支援制度
サービス付き高齢者向け住宅に転居する場合。世帯に対し13万円を補助する。
- ・賃貸登録補助制度
高齢者向け居住施設(市内外の有料老人ホームやグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)に入居している市民が、一戸建て住宅を中空知住み替え支援協議会に、賃貸物件として登録すれば7万円を補助する。
- ・子育て世帯向け住み替え支援制度
中空知住み替え支援協議会が斡旋する戸建て賃貸住宅に転居する場合、18歳以下の子供が同居する世帯で、世帯収入が基準に基づき算定される収入月額が21万4千円以下で、市税の滞納がないこと。月額家賃の額に収入に応じ家賃×40%~30%の範囲で補助する。
- ・月額家賃補助の上限額は、2万5千円とし入居から3年間に限り補助を継続する。

3. 公営住宅

(1) 浴室未設置の市営住宅の早期建替え

東町、緑町地域の3団地の建替え・引っ越しは、2019年度までに終了します。開西団地は20年度から毎年20戸ずつ5年間で建替えです。江部乙町の江南団地は25年度から4年間で建替えする計画です。以上から、1日も早く解消が必要な浴室の無い市営住宅の解消には14年間かかります。

これは、家賃収入と建設費国庫交付金(約45%)だけでまかなおうとする財政方針が原因です。元利償還金が増加する分を一般会計からの繰り入れ、または公営住宅特別会計の一時借入などで確保することを検討し、建替えを前倒しすること。

- ①早期建替えについての、日本共産党試案は以下の通りです。
 - ・浴室未設置約350戸の建替えに14年間で60億円かかります。
 - ・計画を短縮し7年で建替える場合、補助率45%・残額を20年償還の起債とすると、起債償還元金は33億円で、1年あたりの償還額の差額は10年目の約8千万円が最大です。一般会計から必要な繰り入れは13年間で、総額5億円強と見込まれます。
 - ・ただしその後の約19年で一般会計に返済は可能です。
- ②一方建替え前倒しで家賃収入が増え、1戸当たり平均月額1万5千円増と仮定すると、
 - ・傾斜家賃7年として、建替え後7年目25戸分450万円、8年目50戸分900万円、・・・13年目175戸分3,150万円の収入増が見込まれます。7年間で約1億2,600万円増です。
- ③公共事業前倒しによる市税収入増加、修繕費減少、福祉除雪予算減少、共同浴場補助金減少などの収支改善効果と、若い世代の入居による人口維持効果が見込めます。
- ④特に人口減少が激しく、緑寿園の介護職員安定確保対策が必要な江部乙地区を重視し、共同浴場も無い江南団地の早期前倒しは、効果が高いと考えます。

(2) 滝川市公営住宅長寿命化計画の見直し

同計画が2014年1月に改正されました。内容は当初予定のユニットバス化、給湯器、オイルサーバーが見送られるなどです。

- ①一般会計からの繰り入れを行い財源を確保すること。
- ②一定年数を超えた住居の、窓・玄関・床・内壁などのリフォームを実施すること、また網戸は市営住宅の必須設備に変更し、網戸が無い住居に設置すること。

(3) 3階建て以上の市営住宅の管理人制度を廃止すること

病弱・高齢等で業務が無理なのに管理人委託されている例が少なくありません。入居者や自治会とのトラブルが起きており、早急な問題解決が必要です。

- ①団地や地域単位に業務を一元化し、市職員が直接担当すること。

(4) 募集停止した道営住宅の建替え見通しを

入居者から早期建替えの要望が高まっています。道に対して早期建替えを求め、入居者に見通しを示すこと。



第9章 市道や公園の建設と維持管理

1. 疑問がある都市計画道路の建設、平成橋～赤平方面の道道化要請は中止すべきです

(1) 泉町土地区画整理事業の凍結・中止を 着工前の今年度判断すべき

- ・自衛隊駐屯地正門前から 300 ほど南から西 1 丁目通のセイコーマート前の交差点に抜ける 370m の斜め市道（別に直線部分 270m）の新設事業の 5 年度目の予算を迎えます。
- ・総事業費は、当初の 3 億 3 千万から 4 億 6 千万円へと増え、着工 2016 年度、完成 2017 年度。関係用地は 9.5 ha で、整備後に店舗や工場の進出を見込んでいます。
- ①沿道に建物が建てられる可能性は低いと考えます。その場合、北電柱や N T T 柱も立たないことが予想されます。街路灯のない道路、暗い人気のない道路になる可能性があります。
- ②現在は雑草の生い茂る地域で、地権者の多くが地元に住んでおらず、整地した後に草刈りが大きな問題になります。
- ③着工まで 1 年あります。不要不急な計画であり今からでも凍結・中止すべきです
- ④現状でも T 字交差点の交通安全対策として、排雪など見通しの改善が必要です。

(2) 新十津川町～平成橋～赤平市までの市町道の道道昇格を求める計画の検証を

- ①平成橋から赤平までの市道区間を、新十津川町、赤平市とともに、道道昇格要望しています。
- ②踏切を跨線橋にする計画なので、市の建設費負担を回避するのが最大理由です。単純に道への昇格要望を続けることの是非が問われています。
- ③今後 60 年間に平成橋の修繕に 6 億 5,000 万円かかります。江竜橋架け替えに 120 億円かかったことを考えると、平成橋の架け替えは、滝川市には無理です。道道昇格を求めるようになった経過を含め、検証が必要です。
- ④ 3 丁目の跨線橋を作れば数十億円かかります。これも滝川市には無理です。4 丁目の跨線橋を作った経過の検証を含め、跨線橋建設を明記している都市計画の見直しが必要です。

2. 真に必要な都市計画道路は、前倒しで建設を

西泉通り（市立滝川西高等学校横）の道路拡幅・新設計画を前倒し実施すること。

3. 市道の改修、街路樹、花壇などの維持管理

生活道路の改修工事は、生活密着型の最も必要な公共事業です。計画を前倒しして実施して、生活を守るとともに、地元建設業者の仕事を確保することが必要です。

- ①安全確保のため、凍上による凹凸が激しい道路対策を強化すること。
- ②歩道の凹凸は、歩行時に危険です。見つけ次第迅速に補修すること。
- ③街路樹の根が原因で盛り上がっている部分は、早急に伐採し、補修すること。
- ④街路樹により信号が見えない交差点対策（調査・伐採）を抜本的に実施すること。
- ⑤街路樹の伐採を望む声が多い。今後の方向性について市民参加で議論を重ねること。

4. 公園の維持管理

- ①健康都市宣言の精神にのっとり、公園トイレの使用期間、使用時間を可能な限り長くしてウォーキングなど野外での健康づくりを支援すること。
- ② 73カ所の公園の遊具を中心にした一部改修を毎年 5カ所以上実施すること。
- ③公園の維持管理費は総額で 3,500 万円ですが、安全性確保と草刈りを継続実施すること
- ④一部の小規模公園をジュース代程度で草刈りを地元町内会などに委託しています。町内会も

高齢化で対応が難しくなる中で、管理をどのようにしていくか、検討すること。

5. 除排雪対策

高齢化で「家の前に除雪した雪を置かないでほしい」という声が日増しに強くなっていきます。市民・建設業界の協力を得ながら、雪と共生するまちづくりが求められています。

①人口減少で空地が増えることは確実です。これを活用する、いわゆる「空き地堆雪場方式」のモデル事業を行うこと。

- ・排雪頻度が多くなることで、家の前に置く雪の量が減ることが期待されます。
- ・交差点の排雪頻度も高くなり見通しがよくなる効果が期待されます。
- ・経費節減は可能か、ダンプの確保が可能か、融雪時の排水対策などを検討すること。



第10章 商工建設業の活性化 雇用を守る

1. 中心市街地の商店街の活性化

(1)「シャッター街とは言わせない」と銘打つ空き店舗を活用した1日だけのチャレンジショップや、高校生や國學院の学生さんも参加するイベントなど、中心市街地の商店街の活性化のために、商店街振興組合を中心に、様々な活動がされています。これらの事業への支援を強めること。

(2) 栄町3-3地区再開発事業について

高林デパートの跡地が廃墟にならないように、第三セクターが実施者となり総工費25億円の計画が進められています。2月末に報告された内容は、国と市が合わせて、解体費や設計費、共用部分建設費の2/3(4億円)を負担するもので、金融機関と医療クリニック、老人保健施設70床が入居すると考えられます。市や第三セクターには、リスクがない「売り切り」方式を基本としています。日本共産党は市民に伝え、ともに考えます。

- ①再開発事業実施者は(株)アニム滝川です。(資本金1,010万円、滝川市が49.5%を出資する第三セクター、他は商工会議所、商店街振興組合連合会)。
- ②敷地面積は約1,286坪。建物は、「クリニック・老人保健施設」6階1,458坪、「オフィス」7階1,130坪、地区権利者は21者((株)高林を除く)です。
- ④日本共産党は、以下の点について市民への説明と市議会による十分な調査が必要と考えます。
 - ・財政が厳しい時に、市税を投入することが妥当か。市にリスクはないのか。
 - ・入居する事業者は、地元金融機関と老人保健施設と思われる。事業内容を4月に市民に知らせること。5月広報にも計画を掲載すること。

2. 市内中小企業支援として、プレミアム商品券を実施すること

(1)国税8千万円を使う交付金事業は 情報が行きわたり 多くの市民が購入できるように

国の2014年度補正予算としてプレミアム商品券発行事業が実施されます。国税が8千万円も使われ、2014年度に実施した補助事業の13倍もの規模です。適切な実施が必要です。



①内容(3月4日時点での予定)

- ・総額4億5千万円～4億8千万円。
- ・千円券12枚を1万円で販売する1万円セットと、1万円券6枚を5万円で販売する5万円セットの2種類。
- ・4月上旬に販売するという計画ですが、急ぐ必要はありません。

②低所得者・年金生活者が購入しやすいように、少額セットにすること。

- ・5万円セットを購入する市民は一部であり、特定の方々にかたよることは問題です。
- ・1万円セットに換算すると4万セットなので、ほぼ20歳以上の市民全員が1セットずつ購入できること、すべての世帯が購入できることが求められます。

③往復葉書による購入は、家族全員分できるようにすること。また葉書を印刷したパンフレ

ットは、広報に折り込むだけでなく公共施設に置くなど、十分な枚数と方法で行うこと。

④販売所は、車優先ではなく、交通弱者対策を最優先すること。

・市役所、スマイルビルなど中心市街地で交通利便性が良い場所を必ず1ヵ所設けること。

⑤「どこで使えるのか」「いつまで使えるのか」「お釣りはもらえるのか」「現金はいくら用意すれば良いのか」など、わかりにくいと思われます。説明と理解が行きわたるためには、少なくとも1ヶ月の説明と購入計画を考える期間を設け、販売は5月にすべきです。

⑥周知は、広報たきかわだけでは不十分です、全戸配布やデイサービス、100歳体操会場での説明、市民説明会、ポスターなど可能な限り周知し、多くの市民に購入機会を保障すること。

⑦購入は1人1回に限り、複数会場や並び直しでの購入禁止を、説明・宣伝で徹底すること。

⑧前回のプレミアム商品券事業では、郊外型大型店で商品券の4割が使用されました。全国で2,500億円の血税を投入しても、大手資本にお金が回るのでは「地方創生」は達成できません。目的を市民に理解していただき、郊外型大型店や道外企業に対する制限(商工会議所会員でも換金手数料を6%以上に引き上げる等)を強化すべきです。

(2) プレミアム商品券事業への補助を、市独自でも毎年継続すること

①商店街の活性化のために、団体独自で事業を行ったこともあります。しかし地域商店街を守ることが、市政の重要問題であることを重視して、継続的に補助を実施すること。

3. 観光

①日本で一番美しい村連合への加盟をめざす江部乙地区の構想を十分に支援すること。

②丸加高原伝習館を、観光、レジャー、環境、教育、文化・スポーツ活動の拠点として、より効果的な施設になるような計画を早期につくること。

③日本一の菜の花畑面積を確保するための対策を強化すること。

・2014年度から作付けした、期限付きの国の転作奨励金の後の対策を立てること。

・広いことと同時に、「丘陵地帯の」菜の花の美しさが、滝川の菜の花畑がブランドになっている要因です。丘陵地帯は畑作専業農地が多く、輪作しても菜の花の背丈が小型化していることなど、問題解決への支援を強化すること。

④食品を中心とした「たきかわブランド」、地産地消の飲食店への支援を強めること。

⑤ライダー・カヌー、子ども科学館、ふれあいの里などの体験型観光と地元物産購入、市内宿泊施設と中空知や上川地方観光などを組み合わせられる観光開発に支援すること。

4. 再生可能エネルギーと省エネ設備への支援

①太陽光発電の市民ファンドなど地元事業者の育成を進め、地域経済活性化につなげること。

②発電事業や省エネ事業等の誘致を、さらに進めること。

③小規模発電の市独自助成金を家庭だけでなく、事業所にも広げる検討をすること。

④町内会設置の街路灯のLED照明化は、2014年度で23%に到達しました。今後は、

・補助金は2014年度の2,800万円の水準を最低限とし、毎年切り替え件数を増やすこと。

・LEDへの切り替えが進むほど市の街路灯補助金は減額する。思い切って3年程度で切り替えることを検討すること。町内会の負担2割についても、減額や後年度負担を検討すること。

・活動の停滞等で実施できない町内会に対し、人的な支援をすること。

5. 雇用対策

①スキルアップセンターなどの職業訓練の充実のため、必要な予算を確保すること。

②建設業に関わる季節労働者の多くは、冬期間の失業や極端な低収入を余儀なくされています。失業保険も特例一時金と別扱いを受け続けています。以下を国に強く求めること。

・季節労働者でも通年雇用の可能性はあるのだから、通常の失業給付の対象にすること。

・生活を守るため、特例一時金をまず50日分に戻すこと。

③非正規労働者の中でも、特に収入が低い短時間雇用者の問題は深刻です。

・実態をアンケート等で調査すること。結果をもとに全事業所に啓発活動を行うこと。

・市として臨時職員の短時間枠を作るなど、生活できる収入確保対策を検討すること。

④ブラック企業対策を強化すること。

- ・市税滞納者に対するペナルティと同等の対策を講じるべき問題ではないでしょうか。
- ・その際、労働基準法や最低賃金法等の法令違反・労災頻度等を目安とすること。
- ・「滝川市はブラック企業に発注しません」宣言をするなど毅然とした態度を表明すること。
- ・労働相談窓口を設置し、市独自にブラック企業で悩む市民の相談に寄り添うこと。

6. 市内事業所の経営を守る政策を

- ①高齢化と後継者がいないための廃業について、リレー方式・居抜きを支援する政策を検討すること。

7. 建設業者の人材養成と重機等の購入に対する支援を

- ①ダンプ・重機購入に対する業者への支援制度を検討すること。
- ②大型ショベル運転者の高齢化・人員不足・事故防止対策として、(ア)市発注の人件費積算を2人分にする(イ)運転者を育成する場合の賃金補助等支援制度を検討すること。

第11章 農家経営を守り 地域の産業を元気に

1. TPP交渉からの撤退・参加反対を貫くこと

- ①農業はもとより、経済・医療・雇用などへの影響についての講演会を開催すること。
- ②広報たきかわで特集し、広く市民に知らせること。



2. 米価暴落による離農・耕作放棄地にしない対策を

- ・資金繰りが悪い経営体や高齢化した経営体を中心に「離農する農家が増える」と言われています。農地の借り手も現れにくく、耕作放棄地になる可能性は高いと思われます。

- ①高齢化した農家が農業ヘルパーを雇用する時に、人件費を補助することで経営を継続する動機を作るなど、経営継続のための支援制度を検討すること。

3. 新規就農者への国の制度改善を強く求めること

- ①青年就農給付金制度は、経営同一の後継者は該当しません。そのため水田・畑作・酪農など市内の後継者の実績はゼロであり、効果を発揮していません。
- ②親元就農でも、就農後5年以内に経営移譲するなど、要件を緩和して、希望する青年の多くを対象者にできるように、国に求めること。

4. 市独自の後継者・新規就農者対策を強化すること

- ①農業後継者・新規就農者育成確保対策事業の補助金基準額を増額すること。
- ②新規就農者に農地・機械・資材を譲る、リレー方式・居抜きに支援制度を作ること。
- ③「滝川で農業を始めよう」という募集・広告を農業系大学、専門学校等で展開すること。

5. 酪農畜産農家の後継者・新規就農者対策

- ・市内の酪農畜産農家の経営継承も課題です。生産金額も大きく、6次産業化や観光的要素もあるので、対策を強化し地域経済の新たな活性化の要素を引き出すことが必要です。

- ①多数の酪農ヘルパーがいる道東で、交通便利性や子育て環境を宣伝し、転居や準備を支援するなど、市として抜本的な新規就農支援策を検討すること。

6. 自公政権の小規模農家を切り捨てる農業政策等に反対すること

- ・国は米の直接支払交付金を半減させ、畑作物の直接支払交付金を認定農業者、認定就農者、集落営農に限定しました。これによる市内農家への影響は甚大です。

- ①市内の総農家数が467経営体のうち認定農業者率が54%です。規模拡大は限界です。地域経済を壊し耕作放棄地を増やします。交付金を経営規模で切り捨てる政策に反対すること。
- ②農協は、安全安心な農産物の生産・販売・信用・共済・地域生活など、農業と住民の暮らしを支える組織です。農協解体政策に強く反対すること。

日本共産党の 生活相談所を ご利用下さい

相談所長 たてうち孝夫 070-5611-5898

市議会議員 清水まさと 070-5610-8949

無料弁護士相談(毎月第3火曜日・予約が必要です)もご利用下さい

第12章 誰もが安心できる 福祉をめざして

1. 生活保護行政について

- ①市民の困窮度を直視し、相談を重ねることがないようにすること。申請意思があれば即日申請できるよう、最低限の書類記入でも当日に申請を受けること。
- ②生活保護申請書を福祉事務所窓口にしたことを評価します。これを広げ市役所ロビー、江部乙支所など主要施設にも置き、制度を身近なものにすること。
- ③生活保護の制度内容・申請の仕方を広報たきかわに掲載すること。また、ポスターを作成し、多くの場所に設置すること。
- ④「生活保護を受けたい」「制度を知りたい」と、市役所のどの窓口で言った場合でも、職員が申請書を取りに行き、手渡すこと。収入が保護基準を下回っていて、困窮していると判断できる場合は、保護係を紹介すること。
- ⑤二次医療圏内の中核病院砂川市立病院と準センター病院滝川市立病院への通院は、選択できるようにすること。
- ⑥移送費を利用できることを知らない、言い出せない受給者がいます。通院移送費申請書を窓口置くなど受給者がわかるようにすること。
- ⑦生活保護額の間違いが2013年1月に発生しました。その後どのように改善されたのかを明らかにすること。また受給者にわかりやすい明細書に改善すること。
- ⑧生活保護費が3年間で約7.3%減額されています。保護費を基準としている福祉・教育などの市の制度がありますが、連動させずに維持すること。



2. 介護保険について

(1) 施設を譲渡した社会福祉事業団について

特別養護老人ホーム緑寿園の建替えにあたっては、以下の点で支援すること。

- ①ユニット型個室移行に伴う利用料負担増は、単身者の場合概算で、以下のようになります。
 - ・月額6.7万円以下の収入の方は3.5万円から5万円に
 - ・月額6.7万円～14万円までの方は5.3万円から8.3万円に
 - ・月額14万円以上の方は8万円から13万円になります。負担増緩和策としての差額分支給を、譲渡前の答弁通り市の事業として確実に実施すること。
- ②入居者に料金負担増の可能性があるので、入居者と家族への周知と、アンケートなど意見聴取、市民説明会の実施を滝川市社会福祉事業団に求めること。
- ③介護職員の人手不足、定着率低下が全国問題になっています。全室4人室から個室が7割以上になることで40人の介護職員増が必要です。安定的な確保が無理な場合は経営に重大な影響があるので、ユニット型個室で問題ないかをあらためて確認すること。

(2) 市包括支援センターの訪問調査の継続

調査員による独自調査と特定健診を合わせ、毎年約1,500人を訪問調査しています。これにより400人以上の「二次予防対象者」や、20人以上の要介護・要支援認定が必要な方が判明しました。効果が高いので継続すること。

(3) 本年4月から介護保険は第6期になります

介護保険制度は16年目に入ります。市は1月に高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案を発表しました。内容は施設・在宅サービスと介護保険料の見込みです。

- ①新たな介護保険料は
 - ・基準額(第5段階、市民税課税世帯で本人非課税者)が月額4,900円になり、440円(1年当たり5,280円、10%)増です。
 - ・第4段階(市民税課税世帯・本人は非課税・80万円以下)は月額4,410円になり、486円(1年当たり5,830円、12%)増など、大幅増額です。

- ・2000年の第1期の基準月額 3,117円との比較では、1,783円(1年当たり 21,400円、57.2%)増の引き上げです。

②誰でも、いつでも入れる介護施設等の整備を

- ・第6期高齢者保健福祉計画(案)では、「民間の高齢者向けの共同住宅は、サービス種別に充実しています」と評価しています。しかし、
- ・上記の共同住宅は、最低でも13万円以上といわれる住宅である点を明記すること。
- ・低所得者向けの高齢者住宅を整備するための具体的な政策を検討すること。

③医療依存度が高い要介護者に対応できるように

- ・老人保健施設70床が計画に入っています。「道の認可事業なので施設種類・規模を記載できない」としても、収支に入れているのですから市民や関係者に周知すること。

④「家族介護用品支給事業」等の市独自の福祉施策は評価します。所得制限をなくし、福祉除雪のように応能負担で、課税世帯も利用可能にするなど拡充すること。



(4) 利用料軽減対策を

①高額介護サービス費限度額の適用徹底を

- ・約600人近くの方が、毎月平均で上限まで支払っています。所得に応じて、上限は15,000円(非課税80万以下)～37,200円(課税)です。

- ・サービス受給者約1,800人の3分の1が、上記金額を毎月のように支払っています。有料老人ホームやグループホームの場合、家賃・食費等は別に12～13万円以上かかるので、経済的な理由で入所できない方が大勢います。利用料減免適用を徹底すること。

②社会福祉法人等減免、高齢者夫婦等の居住費・食費減免、利用料が生活保護基準を上回らないようにする減免などがあります。しかし、預貯金や資産の開示など手続きが複雑で進みません。減免制度を利用しやすくするように、対象者に寄り添った行政を求めます。

(5) 低所得者対策を

①年金が特に低い方は、月額15,000円以下の方が1,804人と65歳以上の方の13.9%を占めています。

- ・この方たちの納付率は88.9%と低く、払えない実態が浮き彫りになっています。
- ・市独自の保険料減免制度の実績は毎年度1人です。飛躍的な利用拡大対策実施を求めます。

②介護付有料老人ホーム・認知症対応型グループホームなどの料金は、庶民にとり高いと考えます。しかし合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方が入居者の半分以上に達しています。配偶者の生活をひっ迫させ、子・兄弟等に負担をかけるなど深刻です。

(6) 要介護認定者等の障害者控除対象者の申請

要介護者は、税の申告で控除されるのに、申請はごく一部にとどまっています。制度の周知を強化すること。

(7) 介護労働者不足が深刻、介護サービス供給に支障が出ないように

①市内介護職員約500名のうち半分以上が非正規・非常勤です。毎年5人に1人が退職し、そのうち1年未満が4割を占めています。「仕事を続けられない」要因を解決しなければなりません。国や道に対し、労働条件改善のため、法令改正や指導強化を求めること。

②国の介護報酬削減に、強く反対し引上げを求めること。

③介護士が利用できる夜間の託児施設開設を検討すること。

- ・介護士が多く、特養建替えて40人増が必要な江部乙地区への設置が、特に必要です。
- ・国の「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」は、5年間に限定されます。その後の運営に対する市独自制度を確立してでも実施する必要があるのではないのでしょうか。

3. 高齢者福祉

(1) 敬老特別乗車証について

①敬老特別乗車証(敬老パス)は、どこでも百円のワンコイン制を維持すること。

②バスを利用できない高齢者等の市民にタクシーチケット支給制度を併設すること。

(2) 福祉除雪について

①屋根雪降ろしが、高齢者にとって経済的にも、安全面でも深刻になっています。

- ・福祉除雪による年1回の雪おろしを2階建てまで拡大し、雪下ろし後の排雪も実施すること。
- ・その際、応能負担とし、住居の大きさの上限や形状などに一定の基準を設けて、対象家屋を福祉制度としてふさわしい範囲で設定すること。

(3) 有料老人ホーム・介護施設の安全対策

- ①非常用発電機の設置を求めること。特に給食を提供する入所施設では食中毒や栄養面などで停電時などでも安心して給食を提供できるようにすること。
 - ②有料老人ホームのうち指摘を受け届け出はしたが、避難設備・消火設備など道が定める設置運営指針を充たさない施設が複数あります。道に指導強化を求めること。市の広報や宣伝物には、これらの施設を掲載しないこと。市民の問い合わせには、ごまかさずに説明すること。
- (4) 独居高齢者の見守り 健康づくり 交流を支援する
- ①独居高齢者(65歳以上)は4,147人、(世帯数の19.5%)、高齢者だけの家族世帯は2,835世帯(13.4%)で、合計で全世帯の32.9%にのぼります(2013年度末)。
 - ②だれにもみとられず亡くなるという痛ましい孤独死は全国で推計で年間2万人を超えるとされています。市が地域住民と協力し、高齢者を地域で支える取組みを支援すること。
 - ③独居老人友愛サービス、配食サービス、緊急通報システム、救急医療情報キット配布、老人福祉電話貸与、老人特定目的住宅安否確認、はいかい高齢者等位置探索システム助成、高齢者見守り支援センター、ふれあい電話などの見守りの普及・拡充をはかること。
 - ④地域包括支援センター事業の人員・予算を計画的に強化すること。
 - ⑤高齢者が積極的に外出し、健康づくりや交流ができる、生き生き百歳体操、温泉教室、老人クラブへの支援を強化すること。
 - ⑥ボランティア活動を支援するため、研修・人材発掘・育成、活動あっせん、ボランティアポイント事業などを強化すること。

4. 障がい福祉

障がい者手帳保持者は約3千人です。正規で働いている人は少なく、作業所で働いている方も100人を超える程度で工賃は月額数千円から1万円台がほとんどです。障がい年金の対象にならず、仕事につけずに苦しい生活を余儀なくされています。自宅に引きこもっている方も少なくありません。貧困と孤立に苦しむ多くの障がい者への支援が求められています。

(1) 「障がい者を雇用で応援するまち滝川」を全国の先進地の水準に高めること

- ①市の障がい者採用枠として正職員採用枠を設ける検討を進めること。
- ②民間で障がい者雇用率を、一定以上超えて、新規に雇用する事業所に対し、補助制度の創設を検討すること。
- ③市の障がい者採用枠を嘱託職員にも設けること。
- ④短時間なら就労できるという障がい者のため、短時間就労枠を設けること。

(2) 障がい者も高齢者にも優しいまちづくりを

- ①各種公共施設で、障がい者や高齢者への割引を、一部でも復活させること。
- ②免許更新講習会場など、各種会場として利用されることが多い文化センターへのエレベーター設置など、バリアフリーを促進すること。
- ③子ども発達支援センターや通級指導教室を利用する保護者の交通費は全額補助を行うこと。
- ④上下水道料金・ゴミ袋代などの福祉減免は、70歳以上の単身者と片親家庭に限られている。障がい者も対象にすること。

(3) 新町障がい者住宅の 住替えと改善を

滝川市公営住宅ストック活用計画が改訂(2014年1月)されました。その中で、高齢者(障がい者)の安全・安心な居住環境の形成として、障がい者向け公営住宅の再編、生活支援サービス付低所得高齢者向け住宅の検討が明記されたこと、コストを抑えた低層木造住宅の導入に

ついて評価します。

一方、新町障がい者住宅については当面できる施策を行うこと。

- ①市はエレベーターを設置せずに、他の市営住宅への優先転居に方針を変更しました。4年後の次期計画まで待たず転居を進めること。
- ②除雪は市が行い、車椅子利用者用駐車場である西側の除雪も含めること。日本共産党の質問をきっかけにスロープに屋根と防風網が設置され、車椅子の方が昇りやすくなりました。
- ③公園側の歩道がインターロッキングで車椅子が走行しにくい。改善すること。
- ④生協に買い物に行く途中の交差点の交通量が多く渡りにくいので、信号機設置や横断歩道設置などを道警に要望すること。

(4) 共同作業所や障がい者の各団体への支援を引き続き強化すること

- ①施設の一部利用や業務の発注等で支援していることは評価します。今後も多くの障がい者の方々が、生きがいを持てる地域にするために支援を強化すること。

5. 保育

- ①保育料金は、2006年度から2010年度にかけて、平均6万円・30%引き上げられ国基準（全国最高）にしました。その後2012年に10%引き下げられましたが、子育て支援強化のため、道内の平均水準まで引き下げること。
- ②市立病院の院内保育所に続き、夜間労働者を対象とした託児施設を設置する医療・福祉事業者等に対する補助制度を創設すること。

6. 学童保育

- ①6カ所中2カ所の学童クラブが40名の定員を越え運営に支障をきたしています。コミュニティセンターの他の利用者にも影響があるので、他のコミュニティ施設への分散が必要です
- ②滝川市子ども・子育て支援事業計画(案)では、「学校施設の活用」を協議し4年後までに、学校を活用する方針を示しました。しかし体育館を使えない等課題も多いので、他のコミセンに分散させながら、学校活用を協議する進め方にすべきです。
- ③専任・常勤の指導員を常時複数配置できるよう財政措置を伴った制度を国に求めること。

7. 冬期生活支援券を2015年冬季分以後も実施を

- ・冬の一月当たりの平均灯油消費量は253リットル（2008年度滝川市調べ）で、4か月で約1,000リットルです。また価格は、2007（平成19年）年67.5円、8年90.5円、9年61.5円、10年68.5円、11年82.5円、12年85.5円、13年97.5円です。8年のうち60円台3年、80円台2年、90円台2年です。
 - ・2007～8年度に福祉灯油、13年度には灯油を含めた生活支援券として、助成事業を実施しました。15年度には国の100%交付金で生活支援商品券事業が行われます。（14年度は実施されませんでした）
- ①1リットル当たり80円を越す場合には、市単独でも実施すること。



第13章 安心して医療が受けられるように

1. 高すぎる国民健康保険を改善するために

(1) 本市の国保の概要

- ①75歳以上と他の社会保険加入者を除く7,500世帯（市全体の35%）、10,881人（26%）が加入しています。
- ②保険税は平均一人当たり約9万8千円、世帯当たり約15万1千円です。
- ③滞納は1,097世帯で、滞納処分（口座差押え等）203件、平均3万3千円です。
- ④罰則として病院窓口で10割負担の資格証明書が半分以下に減少したとはいえ46件です。
- ⑤重大なのは、3ヶ月の短期証が563世帯に発行され、このうち207世帯が、窓口に取りにこないため、有効期限3ヶ月のうち2ヶ月半も留め置きされていることです。

⑥2013年度の決算は、国民健康保険準備基金を7千万円取り崩し、残高は2億1,437万円でした。4年平均で約3千万円の減少です。2015年度末残高見込みは、1億3,387万円です。

(2) 滞納に対する資格証明書発行と短期証明書の留置きはやめるべき

- ①学資保険の差押えは、これまで行われていませんが、今後も行わないこと。
- ②年金生活者でも「期日までに納付が無ければ資格証明書を発行する」と通知されています。通知だけで治療を中断する危険性があります。資格証明書の発行、及び予告をやめること。
- ③短期証の留置きをやめて即時郵送とすること。事実上の無保険状態は危険です。

(3) 無保険者をゼロにすることをめざすこと

- ①失業で保険料が払えず国保に未加入のまま無保険の人、資格証明書や、短期証明書の留置きで無保険状態の人が多数います。
- ②無保険状態の人が医者にかかれず、重症化・死亡する事例が全国で多発しています。各種相談、他種の税や料金の滞納指導時に、無保険ではないことを確認し、無保険者をゼロにすること。



(4) 保険税を引き下げるために、繰り入れ・基金取り崩し・減免徹底を

- ①法定外の一般会計繰入を行うなどして、国民健康保険税を引き下げること。
 - ・道内35市中25市が法定外の一般会計からの繰り入れを実施しています。
 - ・しかし市は「特別調整交付金4,600万円が交付されなくなる」として繰り入れをしません。
 - ・日本共産党は、「国の指導項目は50もあるので、繰り入れで交付金がゼロになる可能性は低い」と考えます。繰り入れと特別調整交付金の関係について調査を求めます。
- ③国民健康保険準備基金を取り崩して、保険税を引き下げること。
- ④保険料減免制度の利用促進を 収入が激減したら申請を
 - ・負傷、疾病、事業の倒産、休止、失業等の理由によりにより所得が著しく減少した場合の保険料減免制度の利用は、13年度は、わずか1件でした。利用を促進するため、広報たきかわなどで周知を強化すること。
 - ・地方税法による保険税減免(※1)は、53件313万円と、一定の利用がありました。しかし、制度を知らないため申請していない事例が多いと思われます。制度の周知を強化すること。

※1 当年に収入が減少した場合に申請し、年末に収入が確定した段階で減免する制度。

(5) 医療費一部負担の減免制度が利用されるように

- ①減免要件は概ね以下の通りです。
 - ・▽災害・廃業・失業等による収入激減、▽現在の収入が生活保護基準以下、▽預貯金が生活保護基準の3カ月分以下、▽入院治療を受けている人
 - ・減免期間は原則として3カ月まで
 - ・同一原因の同一傷病については、単年度のみとする。
- ②上記に該当する方は多数いますが、制度が知られていないために利用されていません。
- ③「これらに準ずると市長が認めるとき」の活用を、できるだけ明確にすること。
- ④医療機関や市の相談窓口での制度紹介を強化し、医療機関にポスターを設置すること。

2. こども医療費助成の拡充

- ①北海道の特殊出生率1・26は全国45位。子育て支援・教育予算の充実が望まれます。このような中で、子どもの医療費への市町村独自助成に格差が付き始めています。
 - ・滝川市は、2012年4月から小学校就学前まで拡大し、保護者の負担は減少しています。
 - ・しかし、次ページに示すように、中空知6市9町では、滝川市、砂川市、芦別市を除き、高校卒業、中学卒業まで自己負担なしに拡大が進んでいます。
- ②医療費が払えないために子どもの、医科歯科受診が遅れることは、絶対に防がなければなりません。市の予算化優先順位の最高に位置づけて、無料化年齢を計画的に引き上げること。
- ③空知、道内、全国の状況は、次ページの通りです。

子ども医療費の市町独自助成 中・北空知で 滝川は最低水準 道内35市では 15市が滝川より助成

子どもの医療費への市町独自助成に格差が付き始めています。

市議会第2回定例会で日本共産党清水雅人議員は、一般質問でこの問題を取り上げました。

滝川市は、前田市長の公約の一つとして2012年4月から小学校就学前まで拡大し、保護者の負担は減少しています。

しかし、中空知6市10町では、高校卒業まで自己負担なしが3町など、3市を除き中学校卒業まで拡大が進んでいます。

今後、無料拡大に必要な財源額（国・道の補助金無し）は、小学校卒業まで無料化すると4790万円、中学校卒業までとするとさらに2400万円必要です（現在1700万円）。

北・中空知 6市10町 子ども医療費への助成対象の市町独自拡大

自治体	医療費自己負担の状況（14年8月1日現在）
奈井江町	高校卒業まで自己負担なし
上砂川町	高校卒業まで自己負担なし。町外医療機関は償還払い
秩父別町	高校卒業まで自己負担なし。※一部償還払い
雨竜町	高校生は入院の自己負担なし、中学校卒業まで自己負担なし。
赤平市、歌志内市、浦臼町、新十津川町	中学校卒業まで自己負担なし。
深川市、北竜町、沼田町、妹背牛町	中学校卒業まで自己負担なし。小学校以上全部と就学前の北空知以外の医療機関は償還払い。
芦別市、砂川市、滝川市	小学校就学前まで自己負担なし。小学生の入院は道の制度で市民税非課税世帯は初診時一部負担金、課税世帯は1割負担。

北海道の乳幼児等への医療費助成制度の概要（財源道1/2市町村1/2）自己負担は下記の通り
 ●3歳未満児 初診時一部負担金※のみ。
 ●3歳から就学前まで 市民税非課税世帯は初診時一部負担金※のみ。課税世帯は1割負担
 ●小学生（入院のみ助成）非課税世帯は初診時一部負担金※のみ。課税世帯は1割負担（本来は3割）。所得制限あり（児童手当と同じ）
 ※初診時一部負担金 内科580円、歯科510円

北・中空知以外の30市の状況

■滝川市より手厚い市
 ◇一部手厚い市
 【高校卒業まで助成】
 ■北斗市
 【中学校卒業まで助成】
 ■士別市 小学生まで、及び中学生の入院は全額助成
 ■紋別市 初診時一部負担

■函館市 3歳未満、3歳以上の非課税世帯は初診時一部負担金。3歳以上の課税世帯は1割（限度額あり）
 ■北広島市 就学前は課税世帯の市外医療機関のみ初診時一部負担金
 中学生の入院を非課税世帯は市外医療機関は初診時一部負担金。課税世帯は1割
 ◇札幌市◇恵庭市
 小学生中学生の入院は※（前出）と同じ。一方就学前は入院・通院とも初診時一部負担金は自己負担なので、滝川市以上と以下を併せ持っている。

【小学校卒業まで助成】

■岩見沢市 小学校3年生まで全額助成。4～6年生は入院のみ全額助成。
 ■稚内市 ただし、初診時一部負担金が0歳児から

■根室市 3歳未満と3歳以上の非課税世帯は初診時一部負担金。3歳以上は、課税世帯のみ1割。
 ■帯広市 就学前全額助成
 小学生 非課税世帯全額
 課税世帯は入院のみ1割。
 ■千歳市（非課税世帯）小学生までの入院・通院、小学4～6年生の入院は初診時一部負担金
 （課税世帯）3歳未満 初診時一部負担金。就学前まで1割。小学3年生まで 通院2割、入院1割。6年生まで入院のみ1割

■旭川市 小学校卒業迄の入院通院。3歳未満と3歳以上は、初診時一部負担金・課税世帯は1割
 ■名寄市 就学前 入院通院無料。小学生 入院無料

道内35市を比較すると

①滝川より手厚い 15市
 北斗、赤平、歌志内、深川、士別、紋別、函館、岩見沢、稚内、根室、帯広、千歳、北広島、旭川、名寄

②滝川と同等 7市
 札幌、恵庭、芦別、砂川、美唄
 石狩市（初診時一部負担金はあるが、所得制限なし）
 江別市（非課税でも初診時一部負担金はあるが、小学生入院の課税世帯を初診時一部負担金に抑える）

③就学前まで助成だが 滝川より薄い 4市
 網走、富良野、北見、苫小牧、

④道の基準と同じ 8市
 小樽、室蘭、釧路、夕張、留萌、三笠、登別、伊達

全国市区町村の独自助成状況
 【高校卒業まで】
 入院 166（9.5%）
 通院 157（9.0%）
 【中学校卒業まで】
 入院 1103（63.3%）
 入院 831（47.7%）
 通院

【小学生（中2まで）】
 入院 319（18.3%）
 通院 336（19.3%）
 【就学前まで】
 入院 154（8.8%）
 通院 396（22.7%）
 【就学前未済】
 入院 22（1.3%）
 入院

全国の状況は「議会と自治体1月号」（発行 日本共産党）からの引用です。道内の状況は、一般質問の答弁と各市町への聴き取りで調査しました。新年度の最優先課題ではないでしょうか。

3. 市立病院の充実

(1) 医師等専門職不足対策

- ・医師・看護師不足、医師の引き上げは深刻です。深川市内で分娩ができなくなりました。
- ①医師確保のため、研修や専門書購入費用支援を強化すること。
- ②医師住宅の建替えを今年度行いました。看護師等医療技術者用の住宅対策も検討すること。
- ③院内保育所が設置されて3年経過しました。子育て中の職員の環境改善に努めること。
- ④昭和大学との提携など医師確保に新たな方策が始まっています。7対1看護の維持も含め医学大学や医療・看護系教育機関との連携に力を入れること。



(2) 入院・外来患者へのサービスについて

- ①院内のロッカー使用料金 100 円は高いので利用をためらう市民が多く設置目的が達成されていません。10 円または無料にすること。
- ②入院患者へのお茶出しを復活させること。
- ③病院前の停留所は、夏は暑過ぎるとの声が強い。開閉窓を設置する等の対策を実施すること。

4. 不妊治療への市独自助成を

- ①市は 2015 年度から道内 177 市町村中 57 番目に一般不妊治療費の助成を開始しました。今後は国の助成はあるものの高額な本人負担が残る特定不妊治療費の助成を行うこと。

5. そらぶちキッズキャンプへの支援継続

同キャンプ(公益財団法人)は、国内に20万人と言われる難病の子どもたちが、全国から来て、安心してレスパイトケア(家族の休息を作る)を受けられる施設です。地元自治体として、引き続き支援すること。

第14章 交通安全・環境・廃棄物処理・共同浴場・空き家・危険な建物対策

1. 交通安全対策の強化

- ①住宅地の交差点事故が多い最大の原因は、一時停止標識不足です。道路新設時以外には、道公安委員会はほとんど増設を認めません。増設基準の緩和を道警に強く働きかけること。
- ②道道江部乙赤平線と東一線の交差点の重大事故が後を絶ちません。一例として市道の交差点近くに予告点滅信号を設置するなど、道公安委員会とも協議し本格的な対策を検討すること。

2. 資源ゴミの分別収集強化

- ①小型家電・雑紙に続き、トレイ、その他プラスチックの分別回収を始めること。
- ②可燃ごみ量が中期予測より多いことを重視し、ごみ減量に向けた取り組みを強化すること。

3. 市内の共同浴場、銭湯への支援

経営が燃料高騰、利用者減少などで苦しくなっています。閉鎖は絶対に防がなければなりません。経営者・団体と懇談を実施し、市の役割を明確にすること。

4. 「空き家等の適正管理に関する条例」について

条例にもとづく危険な空き家の解体や修繕が進んでいます。条例施行後2年間の実績は43件中3件を除き、解決または解決に進んでいます。

- ①倒壊して通行人等に被害が出る恐れがある家屋については、緊急に対策を実施すること。
- ②業務量も多いので、必要な人員確保と、不動産関係事業者の活用を検討すること。

5. 民間建築物の耐震改修について

不特定多数が利用する3階建以上5千㎡以上の大型建物の改修は、国1/2、市1/3補助、事業者負担が1/6の費用負担とはいえ、中小企業にとって大変です。市として市民の安全第一に状況を把握すること。



第15章 災害から市民を守る

1. 防災対策

- ①避難施設の各種備蓄、避難所・医療・学校・福祉施設に非常用発電機の配備、豪雨時の排水ポンプ等の配備を進めること。
- ②市民への啓蒙・周知と各種訓練を進めること。

2. 東日本大震災被害者への支援

- ①全国市長会から求められている中長期の職員派遣を実施すること。
- ②市は焼却炉建設費としてがれきを受け入れる検討をしたとして2011、12年度に震災復興特別交付税で市が負担すべき分まで交付されました。結局受入れなかったのですから、15年間・毎年1,193万円を目標に、滝川産食材など様々な支援を行うこと。

3. 放射線量の定時定点観測の実施を

福島原発事故により、滝川の放射線量はどうか知見がないことは問題です。百年単位で滝川の放射線量を記録するため適切な測定器を購入し市として測定を始めること。

第16章 教育の充実で 次世代を育て 一生の学びを

1. 小中学校、高等学校の改築・大規模改修等を遅らせずに実施すること

(1)改修・改築が必要な各校の状況と必要費用

- ①第二小学校が築39年、東小学校と江陵中が築36年、明苑中学校が築35年、第一小学校は築54年で大規模改修後26年です。「5校の大規模改修や改築が必要になるかもしれない」と、2013年9月定例会で市教委が答弁しました。
- ②改築は概算で1校当たり22億円程度、大規模改修は12億円程度かかります。さらに文科省の新たな長寿命化改良事業(大規模改修より補助金・起債が有利で総金額は建替えより安価)もあります。2016年度以降の小中学校施設整備方針を15年度に計画を立てます。
- ③「大規模改修については、建築年次や老朽化の進み具合などを勘案し、建築後20年から30年を目途に整備を進めます。改築については、建築年度から40年から50年を目途に整備を進めます」と滝川市小・中学校施設整備方針に記載されています。
- ④上記から、第二小、東小、江陵中、明苑中、滝川西高校などは、今後5年～10年で改築等の時期に来ています。第一小は大規模改修等の時期を迎えています。
- ⑤西高のトイレ洋式化、窓ガラスの複合ガラス化を進めること。

2. いじめ根絶、不登校児童生徒への支援 体罰の撲滅を

- ①滝川市では、2005年、2010年の2回、いじめによる痛ましい自殺・自殺未遂事件が起きました。その他心身や財産に被害を受けた事例が多数あったとの回答が、アンケート調査等で判明しました。これらを風化させることなく不断の取り組みを行うこと。
- ②市は「滝川市子どものいじめの防止等に関する条例」を制定し、現状で考えられる予防策を実施しています。インターネットを介在した新たなイジメ等に対する対策を強化すること。
- ③不登校児童生徒への教育は、重要・困難な課題です。現在1名のスクールソーシャルワーカーを増員し、福祉・保健担当部局と連携がはかれる体制を確立すること。
- ④一部の保護者が、養育しない・できない状態にあると言われていています。子どもの貧困・子育て放棄・子育て能力不足等を克服できるよう支援すること。
- ⑤大小を問わず教師による体罰撲滅へ、研修会実施、調査強化など必要な対策を行うこと。

3. 少人数学級と教職員の負担軽減を

すべての子どもが基礎をわかるまで教える教育、テストの点数で競争するのではなく創造力や個性を伸ばす教育、身を守り強く生きるための体育、人間や自然を大事にする徳育などを実現するために、少人数学級と教職員の負担軽減・教育設備・学校図書等を充実させること。

- ①35人以下学級を、小学5・6年、中学2・3年まで広げ、全面実施すること。
- ②教職員の時間外勤務や部活動勤務を減らし、有給休暇がとれる職場条件を確立すること。
- ③備品・消耗品予算を抜本的に拡充すること。

④学力テスト結果の公表は、現在の水準(学校間比較なし。国・道との比較)にとどめること。

4. 就学援助の改善・拡充は 子どもの貧困対策の要

低所得者の教育費の保護者負担を軽減する就学援助は当市の場合、生活保護基準の1.3倍以下所得の世帯が対象で、13年度は22%、小学生約450人、中学生約250人です。援助対象は学用品費や修学旅行費、体育実技用具で約3千万円、給食費に3,300万です。

①2010年度から新たに就学援助の支給対象に加わった「クラブ活動費」「生徒会費」「PTA会費」の新3項目を実施すること。必要な予算は約1,500万円(日本共産党試算)です。

②学校教育法の義務規定なのに、国は約2割しか負担せず地方自治体の重い負担になっています。国に財政的な責任を果たすことを求め、当面は普通交付税措置額増を求めること。

③生活保護基準引き下げの影響が出ないようにすること。

④自営業の所得把握は確定申告で十分で。決算書等の提出はやめること。

⑤申請用紙裏面の福祉事務所捺印欄はなくすること。差別を感じる市民がいます。事務処理上の効率化は理由になりません。



5. 義務教育での保護者負担を減らすこと

①柔道着を生徒全員に支給、または無償貸与を検討すること。

②制服・ジャージの購入が大変です。負担軽減のための対策を講ずること。

6. 市独自の奨学金制度の再開を

①大学、専門学校などを対象とする給付制の奨学金制度の創設を検討すること。

7. パークゴルフ場について

①西公園、河川敷など、利用者団体がボランティアで管理しているパークゴルフ場を存続し、整備予算(体育協会への補助金)を最低でも倍増すること。

②110万円の管理費を積算している池の前パークゴルフ場指定管理代行負担金との整合性を確保すること。

②新パークゴルフ場(2017年度オープン)を、多くの市民が利用できるようにすること。

▽市が一部を負担する乗り合いタクシーチケット▽市が200万円負担している中央バスふれあいの里線の延長▽市民に対する半額券の実施等を検討すること。

8. 温水プールの「市民コース」について

・体をきちんと洗えるように、シャワー「室」設置を検討すること。

9. 図書館の充実を

①新聞の検索データベースを導入すること。

②市の各部で購読している各種新聞を、日本農業新聞以外も閲覧できるように広げること。

10. 中学校の「キャリア教育・職場体験学習」先として自衛隊を対象外にすべき

自衛隊は、武器使用・戦闘の訓練に努め、目的達成のために殺人や破壊を含む武力行使をする機関です。この点で、市内の他の事業所とは、質的に大きく異なります。

①体験学習先としてふさわしいか、問題はないか、調査し検討すること。

第17章 駐屯地のマチだからこそ 平和で安全なまちづくり

1. 核兵器廃絶の声を上げる自治体に

①非核平和都市宣言を早期に検討すること。

②世界平和市長会議加盟自治体として、「核兵器禁止条約」の交渉開始等を求める市民署名の活動の先頭に立つこと

2. 駐屯地の軍事力増強にストップ 憲法9条を守ります

自衛隊協力会滝川隊区連合会(会長前田市長)の関係市町長が防衛省要望を行いました。防衛大綱等の内容から「機動戦闘車」(写真)が5~10両配備され、「普通科連隊」から「機動連隊」に名称が変わり、軍事力が増強され、海外派兵が主要な任務になる可能性があります。

①要望した「増強」の意味・具体的な内容を市民に説明すること。



- ・「市には拒否権がないので国の方針を受け入れるだけ」という姿勢は、見過ごせません。
- ・国の計画、及び市が関わる内容を市民に説明し、意見を聞くこと。
- ②国際紛争は武力でなく外交による解決で行うように転換するためにも、また軍事費を聖域化しないためにも、駐屯地拡増強要望を撤回すること。
- ③武装市中パレードを共催する滝川自衛隊充実促進協議会の会長として、2年間行われている武装パレードを中止するようはたらきかけること。
- ④総合防災訓練では、集団避難訓練に自衛隊車両を使用しないこと。想定では一般の車両で避難することが主であり、多数の自衛隊車両は、訓練の必要性を逸脱しています。

第18章 広域の自治体・議会の改善

滝川市が構成員である広域自治体は7自治体で、中・北空知廃棄物処理広域連合、石狩川流域下水道組合、中空知広域市町村圏組合、中空知衛生施設組合、中空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、空知教育センターです。

1. 広域自治体の議会機能の整備を

- ①議会運営委員会がないので、議会改革をする足場がありません。すべての広域議会に議会運営委員会を設置すること。
- ②本会議が年に2回しかなく、議員には閉会中に調査する権限がありません。必要な報告を受け、チェックするために、常任委員会の設置を求めます。
- ③一般質問制度が無いので、議案に対しての質疑しかできません。議案外についても長に対し質問・提案できる一般質問制度を、中空知広域水道企業団以外にも広げること。
- ④監査事務局のように議会事務局員を構成市町と兼務発令し、十分な能力を持たせること。

2. 水道料金の見直し

- ①中空知広域水道企業団(歌志内市、砂川市、滝川市、奈井江町)は、経営のほとんどを水道料金に依存しています。しかし7年前の料金改定後、一度も見直しをしていません。
- ②現金預金残高は2014年度末で12億4,900万円で、前回改定時見込みを3億7,341万円も上回りました。借入金償還は料金収入で着実に減少しており適正な現金残高の検証が必要です。
- ③事業系の基本水量(15トン)を下回る利用者が5割を超える実態は、不公平であるとともに家庭用の2割に近づける料金体系討するなど、可能な限り使用量に比例した体系にすること。

第19章 オール与党市議会の中で 市民に開かれた市議会に

1. 日本共産党市議団が2名になる効果

市議会は事実上「オール与党」です。市民クラブ7名(民主党系)、新政会7名(自民党系)、公明党2名は市長の提案にすべて賛成しています。日本共産党が複数議席になれば変わります。

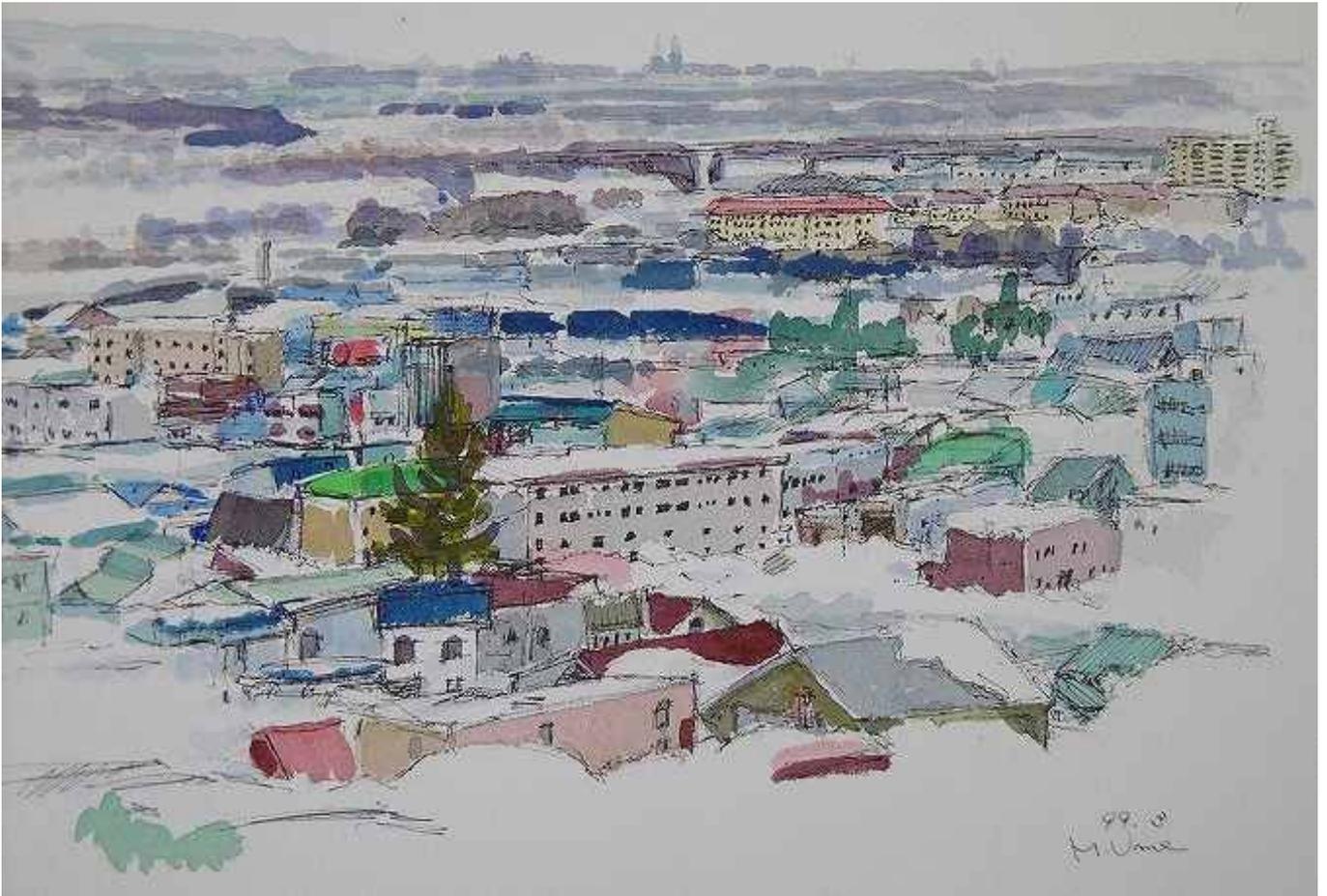
- ①議会運営委員会の委員として議決権を得れば、市民に知らせずに政務調査費の増額をめざすこと等の行き過ぎは出来なくなります。政府等に対する意見書案も問題があれば否決できます。
- ②すべての特別委員会に委員を出せます。現在は予算・決算、その他特別委員会には半分しか委員になれず、委員でない特別委員会では採決・修正案提出・運営に対する発言はできません。
- ③3つの常任委員会のうち2つに常任委員を出せます。現在は、厚生常任委員会だけであり、総務文教・経済建設の2つは委員外議員としての出席で②と同様権利はありません。特に請願審査でそのデメリットが大きく、請願採択の力になれません。
- ④議員の議案提案権は12分の1以上なので、定数18の滝川市議会では2名の提出議員が必要です。2名になればいつでも提出できます。
- ⑤一般質問、代表質問、議会運営委員会、常任委員会、各種特別委員会など、2名になれば発言権は2倍になり、公約実現の力になります。

2. 市議会のさらなる活性化めざして

- ①議会運営委員会を公開すること。傍聴を認め、議事録を公開すること。
- ②夜間・休日・祝日などの本会議開催の要望が少なくない。積極的に検討すること。

3. 議員報酬・政務活動費について

- ①今後も、状況の抜本的改善が無い限り現状維持とすること。
- ②議会の政務調査費の報告は、費目と金額だけでは不十分です。議会報告や視察報告をPDFでホームページに掲載したり、議会広報に可能な限り掲載すること。



日本共産党の**生活相談所**をご利用下さい

相談所長 たてうち孝夫

070-5611-5898

市議会議員 清水まさと

070-5610-8949



無料弁護士相談(毎月第3火曜日・予約が必要です)もご利用下さい

**日本共産党市議団の
政策提案と4年間の実績**

滝川民報3・4月号外